

## 第10回芝富士地区まちづくり協議会を開催しました！

平成25年7月30日(火)に第10回芝富士地区まちづくり協議会を開催しました。第10回では、まちづくりルールの内容検討として、建築物等の形態又は意匠の制限、建築物等の用途の制限について意見交換を行いました。

次回、第11回まちづくり協議会は平成25年8月27日(火)に開催する予定です。会員以外の方でも傍聴ができますので、ご興味がある方は、裏面の問合せ先までご連絡ください。

### 第10回 芝富士地区まちづくり協議会

●日時 平成25年7月30日(火) 19時～20時30分

●場所 芝富士公民館 / ●出席者 10名

#### ●次第

1. 開会
2. 事務局からの報告
3. 前回の確認
4. 建築物等の形態又は意匠の制限(第1案)の検討
5. 建築物等の用途の制限(第1案)の検討
6. 敷地面積の最低限度(第1案)の検討
7. 閉会

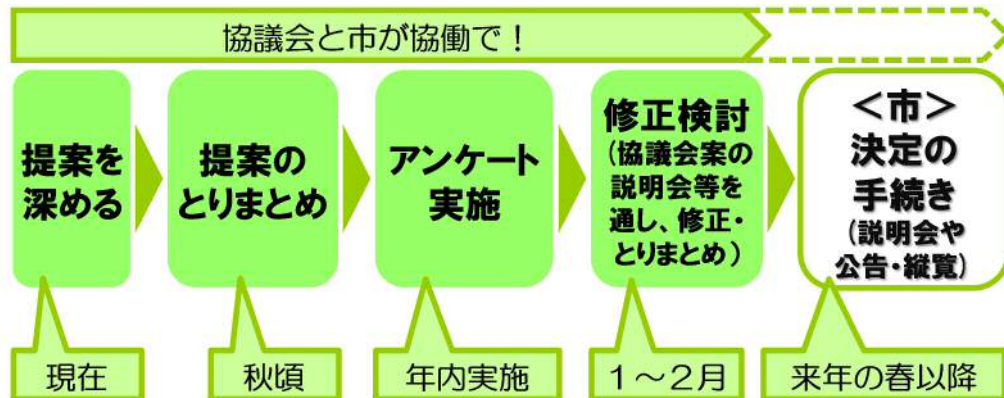


▲当日の意見交換の様子

## 今後の予定

協議会では、秋頃にまちづくりルール(地区計画)の「協議会(素案)」について当地区の皆さまにアンケートを実施し、来年春頃に、「協議会(案)」を市へ提出する予定です。

また、その後は、市が地区計画決定に向けた手続きを行うこととなります。



## 第10回協議会で出された地区計画に関する意見の要旨

※ニュースに掲載しているのは一部のご意見です。詳しくは川口市ホームページをご覧ください。

**会員:**建築物等の形態又は意匠の制限については、新たに地区計画でルールを設けずに、現況の川口市景観形成基準を守れば良いのではないか。

**会員:**当地区は空き家や高齢者の一人暮らしの住まいが増えている。規制を強くかけ過ぎると、新しい住人が当地区へ入ってきにくくなってしまうので、最低限のルールで良いと思う。元々は「災害に強いまち」が最大の主旨だったと思うので、その点を大切にすれば良いのではないか。

**会員:**景観を乱すような建築物が建つことは減多にないと思われる。そのような一部の案件への対策のためだけに地区計画を定め、他の全ての方々を巻き込むことに抵抗を感じる。

**会員:**建築物等の用途の制限については、現実的に考えて、当地区にホテルやボーリング場等はできないと思うが、できてからでは遅いので、地区計画で制限すべきだと思う。

**会員:**用途の制限を行うと、地価が下がると思う。商業系の用途があったほうがまちは活性化する。当地区が生まれ変わっていくために、これまでと違うことを考えたほうが良いと思う。現在残っている商店街に対して、まちづくりの視点からどうサポートできるのかを考えるべきだ。

**会員:**水泳場、ゴルフ場、バッティングセンター等、どれも健康的である。まちの活性化のためには地区計画による用途の制限は不要ではないか。

**会員:**メリットデメリットを考えて、デメリットがないのであれば、地区計画による用途の制限は不要だと思う。

**会員:**第一種住居地域についてはホテル、ボーリング場、自動車教習所等の全てを制限し、第二種住居地域については、ホテルのみ制限してはどうか。

## 問合せ先

川口市 都市整備部 市街地整備室 住所：〒333-0853 川口市芝園町3-17  
TEL：048-264-5321（直通） FAX：048-264-5322